

2017年6月23日 日本共産党熊本市議団 山部洋史

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

私は「『共謀罪』創設と同趣旨の『改正組織犯罪処罰法』の廃止を求める意見書」に賛成の立場から討論を行います。

政府は、いわゆる「共謀罪」の創設を含む組織的犯罪処罰法を通常国会に提出。法案は衆議院で強行採決ののち、6月15日、参議院法務委員会での審議・裁決を省略するという暴挙の末、参議院本会議において強行採決されました。しかし、この「共謀罪」には、成立にいたるまでの、議会制民主主義を無視した異常なその手続き以上に、以下のような重大な問題があります。

第一に、「共謀罪」の最大の問題は、何を考え、何を合意したかが処罰の対象となる、「心の中」、内心を処罰するということです。

近代刑法は、犯罪があって具体的な被害が生じた場合に初めて処罰することを基本原則にしています。ところが「共謀罪」は、「犯罪をしようと相談しているらしい」と警察がみなせば、捜査が開始され、処罰されるというものであり、対象とする罪は277にも及びます。政府は「対象は組織的犯罪集団」である、「一般人は関係ない」と繰り返しますが、それらの歯止めのないことが、国会審議の中で次々と浮き彫りになっています。

「実行準備行為」については、「計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為」と規定されていますが、たとえば ATM でお金を下ろすなどということは、日常行為と違いがないため、その行為の目的を捜査するとして「内心」に踏み込むことは避けられません。「話し合い」を調べるとして電話やメール、LINE などのやりとりも常に監視される危険もあります。

審議のなかで金田法務大臣は、「実行準備行為」について、「花見と下見は、外形上区別できないではないか」との質問に、「ビールと双眼鏡など、外形上で区別できる」と強弁しました。しかし、「そんなことで区別などできないではないか」と再度問われると、今度は「計画に基づくかどうかで判断する」と言いだしました。「外形上区別できる」と説明してきたのに、結局は「計画」すなわち内心でしか区別できないことを自ら認めたものにほかなりません。内容も答弁も矛盾と破綻だらけの法律、それが今回の「共謀罪」です。

日本国憲法が保障する思想・良心の自由、表現の自由などを侵害する違憲立法そのものだということ

です。

5月18日、国連人権理事会が任命した国連プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏から、「共謀罪」がプライバシー権や表現の自由への「過度の制限」になると強く懸念する書簡が総理に届けられました。

これに対し、菅官房長官は、この指摘は「全くあたらない。強く抗議する」という問答無用の態度をとりました。日本政府は、国連人権理事会の理事国に立候補したさいに、「特別報告者との建設的な対話」を公約にしたはずです。国際公約を反故にしてはばからない政府の態度は、まさに国際社会にたいして恥ずべきものです。政府は、共謀罪が必要な理由として、国際条約の締結や国際社会との連携をあれほど強調しておきながら、国際社会からの抗議には一切耳を貸さず、「全くあたらない」と切り捨てる。その姿勢はご都合主義そのものであり、到底許されません。

第二に、捜査機関による恣意的な解釈・運用の危険、監視社会化の危険があります。

どんな団体や個人を対象にするかを決めるのは警察です。その警察はいまでも恣意的な判断によって、秘密裏に一般市民に対する尾行や盗撮などを行って、病歴・学歴を含む詳細な情報を収集するなど、人権侵害にあたる違法捜査をしており、そのことを「通常業務の一環」などと正当化しています。

参議院の審議で政府は、環境保護団体や人権団体を「隠れみの」にした場合には処罰されることがあり得ると言い出しました。さらに、「組織的犯罪集団」の構成員ではない「周辺者」が処罰されることがあり得ると言い出しました。しかし、「隠れみの」かどうか、「周辺者」かどうかを、判断するのは捜査機関です。

「組織的犯罪集団」、「計画」、「実行準備行為」について法文上の十分な限定がないため、捜査機関の恣意的な解釈・運用により、一般市民が不当に捜査の対象とされ、日常的に監視されることとなります。

国会での質疑の中でも、岐阜県大垣署が行った、風力発電所に反対する市民の情報を電力会社に提供した市民監視事件など、警察による監視活動の実態が明らかになりました。警察は、違法性が認定されても、謝罪も反省もせず、「適正な職務執行だった」と開き直っています。ここに共謀罪が新設されたらどうなるか。警察がいま以上に大手を振って一般市民の監視に乗り出すことは火を見るよりも明らかです。

共謀罪は、モノ言えぬ監視社会をつくりだす「現代版・治安維持法」であり、安保法制＝戦争法、特定秘密保護法、盗聴法などと一体に日本を「戦争する国」に変質させるものです。

第三に、テロ対策のための法律であるとの政府の説明に多大な誤りがあることです。

そもそも「共謀罪」に「テロリズム」の定義はありません。277 の対象犯罪にはテロとは一見して無関係な犯罪も数多く含まれています。日本はすでに、テロ防止のための 13 本の国際条約を締結し、66 の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法を整備しています。したがって、テロ対策のために新たに「共謀罪」が必要とは考えられず、政府の説明には多大な誤りがあります。

このように重大な問題があるにもかかわらず、政府は、慎重審議を求める多くの国民の声に反し、法案の衆議院での採決を強行、また参議院では、法務委員会での審議を一方向的に打ち切り、本会議採決に持ち込む「中間報告」という異常な禁じ手を使って強行採決に踏み切りました。国民の理解を得ようという態度も示さず、議会制民主主義を踏みにじる蛮行は決して許されません。法律の中身も、その手続きも、矛盾と破綻だらけの「共謀罪」は廃止しかありません。

以上、議員各位の賛同を求めますと同時に、日本共産党は、党派を超えて広く国民各層と手を結び、共謀罪廃止に追い込むために、全力を尽くす決意を申し述べ、私の討論を終わります。